

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則 ○福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 三
- 規則 ○児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則 四

告 示

- 告示 ○福島県議定会定例会を招集する件 四
- 告示 ○保安林の指定施業要件を変更する件 四
- 告示 ○土地収用法により事業の認定をした件 五
- 告示 ○道路の区域を変更する件二件 五
- 告示 ○道路の供用を開始する件二件 五
- 告示 ○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 五

公 告

- 公告 ○土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件 五
- 公告 ○福島県教育委員会 五
- 公告 ○公印を改刻しその使用を開始する件 五

規 則

福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則及び児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年一月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第三号

福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

福島県児童福祉法施行細則（昭和二十七年福島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を次のように改める。

（療育券の再交付）

第三条 療育券（規則第十条第二項に規定するもの。以下同じ。）の交付を受けた者は、療育券を破り、汚し、又は失つたときは、療育券の再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、療育券再交付申請書（第四号様式）を、居住地を管轄する保健福祉事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

（小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請等）

第四条 法第十九条の三第一項に規定する小児慢性特定疾病児童等の保護者（郡山市及びいわき市に居住する者を除く。）は、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規・継続）（第五号様式）を、知事が別に定める書類を添えて、居住地を管轄する保健福祉事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

2 法第十九条の三第七項に規定する医療費支給認定保護者（郡山市及びいわき市に居住する者を除く。以下単に「医療費支給認定保護者」という。）が法第十九条の五第一項の規定により医療費支給認定の変更を申請しようとする場合は、小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書（第五号様式之二）を、知事が別に定める書類を添えて、居住地を管轄する保健福祉事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

3 規則第七条第三項の規定により小児慢性特定疾病医療費の支給を受けようとする医療費支給認定保護者は、小児慢性特定疾病医療費支給申請書（第五号様式之三）を、知事が別に定める書類を添えて、居住地を管轄する保健福祉事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

4 規則第七条の九第三項の届出書は、知事が別に定める届出書とする。当該届出書による届出に当たつては、知事が別に定める書類を添えて、当該居住地を管轄する保健福祉事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

5 規則第七条の二十三第一項の規定により医療受給者証の再交付の申請をしようとする医療費支給認定保護者は、小児慢性特定疾病医療費受給者証再交付申請書（第六号様式）を、知事が別に定める書類を添えて、居住地を管轄する保健福祉事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

4 第四条の二及び第五条を削り、第五条の二を第五条とし、第五条の三から第五条の五までを一条ずつ繰り上げる。

第九条の十中「第五条の二第一項」を「第五条第一項」に、「第五条の四第一項」を「第五条の三第一項」に改める。

第十二条第一項及び第十三条中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

第四号様式、第五号様式及び第五号様式之二を次のように改める。

第4号様式（第3条関係）

療育券再交付申請書

年 月 日

福島県知事

請求者 住 所
氏 名
受療者との続柄

㊟

下記により、療育券の再交付を申請します。

療育券の番号		福島県第 号		交付年月日		年 月 日	
受療者の氏名		性別	男・女	生年月日		年 月 日	
扶養義務者	氏名	受療者との続柄		職業			
	住所						
被保険者証等の記号及び番号							
被保険者等の名称							
再交付申請の理由							

備考 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

第5号様式（第4条関係）

（表）

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規・継続）

受給者番号 (継続申請時)					重症患者同時申請	有 ・ 無	
受 診 者	フリガナ			性別	年齢	生年月日	
	氏名			男・女	歳	年 月 日	
	フリガナ					電話番号	
	住所						
	加入医療 保険	被保険者氏名				受診者との続柄	
		保険種別	1 国保 2 政管健保 3 組合健保 4 共済組合 5 船員保険 6 その他				
		被保険者証の 記号・番号					
		保険者名称及 び所在地					
	申 請 者	フリガナ				受診者との 関係	
		氏名					
フリガナ						電話番号	
住所							
疾病名							
認定申請 期間	年 月 日から			年 月 日まで			
受診を希望 する指定医 療機関全て (薬局、訪 問看護事 業者等を含 む。)	医療機関名			所在地			
上記のとおり、小児慢性特定疾病医療費支給の認定を申請します。							
年 月 日							
福島県知事							
申請者 氏名						㊟	

(裏)

支給認定基準世帯員（受診者と同じ医療保険に加入する者）

フリガナ 氏名	続柄	生年月日等 (歳)	医療保 険の種 別	(被用者保 険の方)被 保険者・被 扶養者	税証 明	小児慢性 特定疾病 の有無	特定疾病 の有無
		(歳)	国保 ・ 被用者	本人 ・ 被扶養者		有・無	有・無
		(歳)	国保 ・ 被用者	本人 ・ 被扶養者		有・無	有・無
		(歳)	国保 ・ 被用者	本人 ・ 被扶養者		有・無	有・無
		(歳)	国保 ・ 被用者	本人 ・ 被扶養者		有・無	有・無
		(歳)	国保 ・ 被用者	本人 ・ 被扶養者		有・無	有・無
		(歳)	国保 ・ 被用者	本人 ・ 被扶養者		有・無	有・無
		(歳)	国保 ・ 被用者	本人 ・ 被扶養者		有・無	有・無
		(歳)	国保 ・ 被用者	本人 ・ 被扶養者		有・無	有・無

保健福祉事務所確認欄※

添付書類	一般	同意書・意見書兼療育指導連絡票・税額証明書・住民票・保険証		
	重症	重症申請書・障害年金／手帳等・同意書・意見書兼療育指導連絡票・税額証明書・住民票・保険証		
	血友病	特定疾病療養費受療証・同意書・意見書兼療育指導連絡票・税額証明書・住民票・保険証		
該当する所得区分	生活保護・低所得Ⅰ・低所得Ⅱ・一般所得Ⅰ・一般所得Ⅱ・上位所得			
他認定疾患			受給者番号	
自己負担上限額の特例	<input type="checkbox"/>	人工呼吸器等装着	<input type="checkbox"/>	高額かつ長期
	<input type="checkbox"/>	世帯内按分特例	<input type="checkbox"/>	重症患者認定

備考

- 1 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字等を○で囲むこと。
- 2 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。
- 3 「※」の欄は、記入しないこと。

第5号様式の2 (第4条関係)

小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書

年 月 日

福島県知事

住 所
氏 名
申請者 受給者との続柄
電話番号

㊞

小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更について、下記のとおり申請します。

受給者	受給者番号			
	氏名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日	年齢	満 歳
	住所			
変更年月日		年 月 日		
変更項目		変更前	変更後	
医療機関	名称			変更・追加
	所在地			変更・追加
疾病名				変更・追加
負担金上限月額に関する事項				

備考

- 1 選択肢の欄は、それぞれ該当する項目を○で囲むこと。
- 2 変更内容については、該当する項目のみ記入すること。
- 3 医療機関変更の場合は、変更する医療機関のみ右欄に記入すること。
- 4 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

第五号様式の二の次に次の一様式を加える。

第5号様式の3 (第4条関係)

小児慢性特定疾病医療費支給申請書

年 月 日

福島県知事

申請者 住 所
氏 名
受診者との続柄

㊟

小児慢性特定疾病医療費を支払ったので、下記のとおり請求します。

1 申請額

金	円
---	---

患者負担額 (A)	小児慢性特定疾病一部自己負担額 + 高額療養費・付加給付等 (B)	申請額 (A - B)
円	円	円

2 受診者

氏名		小慢患者 一部自己 負担額	
受給者番号			
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		

3 振込先

金融機関コード※								
銀行等の名称		本支店名			フリガナ			
口座種別・番号	普通・当座					口座名義人 (請求者に同じ)		

備考

- 1 高額療養費、付加給付等がある場合は、その支給が確認できる書類を添付すること。
- 2 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。
- 3 「※」の欄は、記入しないこと。

第六号様式を次のように改める。

第 6 号 様 式 (第 4 条 関 係)

小児慢性特定疾病医療費受給者証再交付申請書

年 月 日

福島県知事

申請者 住所
氏名
受給者との続柄
電話番号

㊟

小児慢性特定疾病医療費受給者証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 認定事項

受 診 者	フリガナ		性別	男・女	生年月日
	氏名				年 月 日 (満 歳)
	郵便番号		電話番号		
	住所				
受給者番号					
疾病名					
認定期間		年 月 日から 年 月 日まで			
医療機関名					

2 申請の理由

(1) 紛失

(2) き損

(3) その他

備考 用紙の大きさは日本工業規格 A 列 4 番とし、縦長にして用いること。

- 附 則**
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県児童福祉法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第四条の規定に基づき提出されている申請書は、改正後の福島県児童福祉法施行細則第三条の規定に基づき提出された申請書とみなす。
 - 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（児童家庭課）

福島県規則第四号

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則（昭和三十年福島県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

児童福祉法第五十六条第二項の規定による費用徴収規則

第一条第一項中「並びに法第二十二條第一項、法第二十三條第一項、法第二十七條第一項第三号及び同條第二項の措置に要した費用（民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当、保護受託者手当及びスプリンクラー保守管理等費を除く。）」を「法第二十二條第一項本文及び法第二十三條第一項の規定による実施に要した費用、法第二十七條第一項第三号の規定による措置を採つた場合に要した費用、同條第二項の規定による措置を採つた場合に要した費用並びに法第三十三條の六第一項の規定による実施に要した費用」に改め、「以下同じ。」を削り、同條第二項及び第三項を削る。

第二条第一項中「前條第一項」を「前條」に、「定める徴収基準額による」を「定めるところにより算出した額とする」に改め、同條第二項を削る。

第三条第三項を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に行われた改正前の児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則第一条第二項の規定による本人又はその扶養義務者に対する支払命令及び同條第三項の規定による本人又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

（児童家庭課）

告 示

福島県告示第四十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項の規定により、福島県議

会定例会を平成二十七年二月十六日福島市に招集する。
平成二十七年一月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（総務課）

福島県告示第四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年一月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 二 双葉郡川内村大字上川内字長阿勢美五〇一の一、五〇一の二、五〇一の八、五〇二、字川張五〇一の一、五〇一の二、五〇二、字戸沢五〇一の一、字西金山一の一、一の三、字大笹一から五まで、字四蔵森五〇一、字和田山五〇一、字四蔵日向一から五まで、大字下川内字マリ山五〇一の二、双葉郡広野町大字上浅見川字五社森一、字深山小屋一、字廣平一
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字五社森一、字深山小屋一、字廣平一
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する町村に係る町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (イ) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 - (二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
双葉郡川内村大字下川内字荻五二一、五二三、五二〇、字五枚沢五二〇、五二二、字道ノ下五二二の二四
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、川内村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

双葉郡広野町大字上浅見川字五社森一、字深山小屋一、字廣平一

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、広野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十七年一月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 起業者の名称

川俣町

二 事業の種類

川俣町役場新庁舎建設事業

三 収用又は使用の別を明らかにした起業地

1 収用の部分 福島県伊達郡川俣町字五百田地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

川俣町役場新庁舎建設事業(以下「本件事業」という。)は、川俣町が新庁舎を建設する事業であり、法第三十一条に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は、川俣町復興計画(第二次)に基づき、本件事業を行うこととしており、必要な予算措置を講じているため、事業遂行の意思と能力があるものと認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

川俣町は、役場旧庁舎を昭和三十七年に建設し、その後の行政需要の変化により、役場旧庁舎の増改築や西分庁舎の設置を行い役場業務を遂行してきたが、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災により役場旧庁舎が復旧不可能な甚大な被害を受けたため、川俣町中央公民館、川俣町保健センター及び西分庁舎の三か所の仮庁舎で分散して役場業務を遂行しており、役場旧庁舎は平成二十五年四月に解体撤去された。仮庁舎で役場業務を遂行することに伴い、従前の町民の生涯学習や健康維持及び増進に関する機能が損なわれ、庁舎分散化により町民の利便性が低下する状況となった。

解体前の役場旧庁舎は、同規模自治体の一人当たりの庁舎面積を大きく下回っており、執務スペースや会議室、書庫等が不足し、職員の仕事効率の低下を招き、円滑な行政事務の遂行に支障を来していた。また、町民に対する行政サービスの面においても、来庁する町民の相談スペースがなく、町民のプライバシー保護及び個人情報保護への対応が不十分であったこと並びに窓口カウンターが高く、通路が狭いなど高齢者や障害者への配慮が不十分であったことから、町民への質の高い行政サービスの提供が困難となっていた。さらに、来庁者駐車場は確保されていたが、会議やイベント時に入場できない車両が発生する状況にあった。

このような状況の中、本件事業の施行により、仮庁舎として使用している施設を従前のとおり使用できるようになること及び中央公民館等の仮庁舎で分散して遂行していた役場業務を統合できることから、町民の利便性が向上する。また、旧庁舎が抱えていた施設の狭あい化の解消及びバリアフリー化への対応が可能となり、行政事務の円滑な執行がなされ、増加する行政需要に的確に対応できるとともに地域住民に対するサービスも向上することになる。さらに、震災の教訓からも明らかとなった耐震性をはじめとした十分な防災能力を庁舎に備えることができ、防災・災害対策の拠点施設としての役割を果たすことが可能となる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)及び福島県環境影響評価条例(平成十年福島県条例第六十四号)に定める対象事業に該当しない。

なお、起業者が本起業地及び周辺地の貴重な動植物の生息情報について、福島県自然保護課に対し照会を行ったところ、本起業地を含む一キロメートル範囲内で準絶滅危惧種のハイタカの生息情報の提供があったが、起業者は、営業等が確認された場合は、工事範囲の見直しや重機類の変更等の対策を講じることとしている。

また、福島県教育委員会の遺跡地図により、本起業地内には文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存しないことが確認されている。

(三) 事業計画の合理性

本件事業は、町長の諮問を受けた外部有識者及び町内団体代表者による川俣町新庁舎建設検討委員会から川俣町新庁舎建設基本構想の答申を受け、この答申に基づき計画されたものである。

また、本件事業により建設される庁舎は、国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準等に基づき算定した面積で計画されたものである。

さらに、起業地の選定に当たっては、町民の利便性を第一に考え、旧庁舎の存する地域が第五次川俣町振興計画等の諸計画で行政機能を集積する地域として位置付けられていること及び川俣町新庁舎建設基本構想において旧庁舎の位置に建設することが適当と判断されたことから、旧庁舎の位置を基本として二か所の候補地の比較検討を行っているが、地理的条件及び経済性から総合的に勘案すると、本起業地が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

4 法第二十号第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

川俣町では、役場旧庁舎が平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災により復旧不可能な甚大な被害を受けたため、中央公民館等の仮庁舎で分散して役場業務を遂行している状況であるが、施設の狭あい化や庁舎の分散化による行政サービスの低下が課題となっている。

また、本件事業は、川俣町復興計画（第二次）の復興施策の中で重点事業として位置付けられており、事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。また、本起業地は全て本件事業の用に恒久的に供されるものであるため、収用又は使用の別を収用としたことについても合理的であると認められる。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十号各号の要件を全て充足すると判断される。川俣町役場総務課

(土木総務課用地室)

福島県告示第四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十七年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。平成二十七年一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道斎藤下行合線	郡山市大平町字後田四〇番一地从先から同 市大平町字後田八五番五地先まで	変更前	変更後	五・五〇 一〇・二	二二〇・〇
				九・〇〇 二四・〇	二二〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十七年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。平成二十七年一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道猪苗代塩川線	喜多方市塩川町金橋字金川一四三番二地先から同 市塩川町金橋字金川二二六番地先まで	変更前	変更後	一三・五〇 三七・四	二八六・四
				一三・五〇 三七・四	二八六・四

(道路計画課)

福島県告示第五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十七年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道喜多方西会津線	耶麻郡西会津町野沢字古町一三九番三地从先	変更前	A 九・〇〇 一・〇〇	二、一六四・〇〇
	同 郡同 町野沢字南松原一〇二八番七地先まで	B 一三三・〇〇 四九・〇〇	三三二・〇〇	
	耶麻郡西会津町野沢字古町一三九番三地从先	変更後	A 九・〇〇	二二六・〇〇
	同 郡同 町野沢字古町一三六番一地从先	B 一三三・〇〇 四九・〇〇	三三二・〇〇	

(道路計画課)

福島県告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十七年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道福島保原線	伊達市保原町上保原字正地内三番一地从先から 同 市保原町上保原字正地内七番一地从先まで	平成二十七年一月三〇日

(道路計画課)

福島県告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十七年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道猪苗代塩川線	喜多方市塩川町金橋字金川一四三番二地从先から 同 市塩川町金橋字金川二二六番一地从先まで	平成二十七年一月三〇日

(道路計画課)

福島県告示第五十四号

福島県収入証紙条例（昭和二十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十七年一月十四日次のとおり指定した。

平成二十七年一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばき所の名称及び所在地

株式会社宮川 郡山市字下亀田一 平成二十七年一月一四日から 株式会社宮川紙店
紙店 三番地二 平成三十二年九月三〇日まで 郡山市字下亀田一三

公 告

番地二
(出納総務課)

公告第二十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十七年一月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称

昭和村土地改良区

退任した役員

氏名

渡邊 保雄

本名 昭司

山内 常一

菅家 勝

五十嵐 房雄

羽染 博市

齋藤 昭男

猪岐 國一

本名 信一

東原 廣次

齋藤 克之

星 三男

渡部 定夫

馬場 栄三

皆川 栄治

本名 安成

就任した役員

氏名

菅家 勝

栗城 秀策

五十嵐 房雄

東原 廣次

齋藤 昭男

山川 一夫

住所

大沼郡昭和村大字小野川字後沢四四三番地

同 郡同 村大字佐倉字馬場七四二番地

同 郡同 村大字野尻字元町四五二三番地

同 郡同 村大字下中津川字上平五二八一番地

同 郡同 村大字大芦字田中三一七七番地

同 郡同 村大字両原字根堀場四五八番地

同 郡同 村大字松山字上原一二九六番地

同 郡同 村大字野尻字小田垣一〇二五番地

同 郡同 村大字下中津川字新屋敷二六九六番地

同 郡同 村大字小中津川字宮原一〇四六番地

同 郡同 村大字喰丸字三島九五〇番地

同 郡同 村大字大芦字宮田一五八二番地の一〇

同 郡同 村大字小野川字宮原三四七番地

同 郡同 村大字野尻字山崎四七四〇番地

同 郡同 村大字大芦字宮田一六三五番地の二

同 郡同 村大字下中津川字新田八八〇七番地の一

住所

大沼郡昭和村大字下中津川字上平五二八一番地

同 郡同 村大字下中津川字新田八七四二番地

同 郡同 村大字大芦字田中三一七七番地

同 郡同 村大字小中津川字宮原一〇四六番地

同 郡同 村大字松山字上原一二九六番地

同 郡同 村大字野尻字神置四一三〇番地

同	猪岐 國一	同	郡同	村大字野尻字小田垣一〇二五番地
同	馬場 修二	同	郡同	村大字佐倉字馬場七三九番地一
同	齋藤 正志	同	郡同	村大字喰丸字下日影六六五番地
同	羽染 博市	同	郡同	村大字両原字根堀場四五八番地
同	星 三男	同	郡同	村大字大芦字宮田一五八二番地の一〇
同	渡部 定夫	同	郡同	村大字小野川字宮原三四七番地
同	渡邊 保雄	同	郡同	村大字小野川字後沢四四三番地
同	本名 安成	同	郡同	村大字下中津川字新田八八〇七番地の二
同	皆川 栄治	同	郡同	村大字大芦字宮田一六三五番地の二
同	馬場 栄三	同	郡同	村大字野尻字山崎四七四〇番地

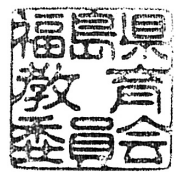
(農村計画課)

福島県教育委員会

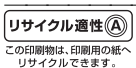
福島県教育委員会告示第一号

公印を次のように改刻し、平成二十七年二月一日その使用を開始する。
平成二十七年一月三十日

福島県教育委員会

番号	公印の名称	印影	公印管理者
1の4	福島県教育委員会印(横書き文書用)		教育総務課長

(教育総務課)



再生紙を使用しています。【定価 1箇月 3,500円】

発行者 印刷所 株式会社 第一印刷